

岩手県災害時受援応援計画

平成 26 年 4 月

岩手県総務部

目 次

第1編 受援計画編

第1章 総則	1-1
第2章 組織	1-3
第3章 都道府県による応援	1-5
第4章 市町村応援職員の受入れ	1-9
第5章 義援物資の受入れ	1-12
第6章 防災ボランティアの受入れ	1-14
第7章 海外からの支援の受入れ	1-16

第2編 応援計画編

第1章 総則	2-1
第2章 組織	2-2
第3章 職員の県外派遣	2-4
第4章 市町村等との連携	2-7
第5章 職員の県内派遣	2-8
第6章 義援物資の送付	2-10

第1編 受援計画編

第1章 総 則

1 策定の目的

平成23年3月11日14時46分頃に発生したマグニチュード9.0の大地震とこれに伴う巨大津波、その後断続的に発生した余震は、本県において死者、行方不明者を合わせて6,238名という人的被害と25,023棟の住家被害（平成25年10月31日現在）をもたらした。

発災直後は被災情報収集さえも困難を極め、全国の自治体や防災ボランティア等多方面からの人的・物的支援により、辛うじてこの未曾有の大災害を乗り切ることができた。

しかしながら、県では大災害の発生を想定して支援を必要とする業務と所管部署を明確にルール化しておらず、発災当初は受入業務についての担当課等の調整を始めとした事前準備に大変苦慮した上に、所管部局間の連携不足や一貫した指揮系統が発揮されない場面が多くあった。その結果、支援を申し出ていただいた方に必要とする支援を適切かつ迅速に伝達することができず、多方面からの人的・物的支援を十分に生かすことができなかった。

また、支援の申し出を受ける窓口を明確にしていなかったことから、被災地の現場に支援に係る問合せが殺到し、現場の災害対応に支障をきたした部分があったことも否定できない。

県においては、このような反省から、東日本大震災津波を教訓に、今般、発災直後に応援職員や義援物資を受け入れるスキームとして新たに受援計画を策定することとした。この計画の策定により、今後、本県で大規模災害が発生した場合における支援の申し出に対し適切かつ迅速に対応し、貴重な人的・物的支援を最大限かつ効率的に生かすことが期待される。

2 東日本大震災津波に係る災害対応検証

県が平成24年2月に公表した東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書中の記載のうち、震災当時の人的・物的支援の受入れ体制の問題点について記載した部分を抜粋する。

(1) 人的支援の受入れについて

ア 災害直後の職員派遣の受入れに際しては、現地の情報が混乱し、支援が必要な業務や人員規模、移動手段や宿泊場所の確保など、派遣受入れに至るまでの事前準備に苦慮した。

イ 派遣職員の受入れ調整について、所管部局間の連携不足や一貫した指揮系統が発揮されない場面が多くあった。

ウ 受入れ市町村においても、災害応急対応等に追われ、派遣職員へのきめ細やかな対応が困難であり、現地における従業務等の県によるコーディネートニーズが高かった。

エ 県庁及び県内に駐在し、長期にわたる自立的、自発的な支援を行う用意がある自治体が、どのように災害情報、被災地ニーズを得ればよいか方法が分からないため、迅速、効率的な情報収集等が難しく、必要とする支援について情報が不足する場面があった。

オ NPO・NGO等の自己完結型のボランティア団体に関して、地域防災計画上、受入れ窓口が定められていなかったことから、当初、それらの団体についても、災害ボランティアセンターが窓口とされ、混乱が生じた。

(2) 物的支援の受入れについて

ア 発災当初、水、食料、毛布等の物資が不足した。

イ 発災当初、アレルギー体質者等への食事等、様々な事情を抱えた被災者への対応がで

きなかった。

ウ 早い時期において、避難者のニーズ把握ができなかった。

エ 県の物資集積拠点の選定に時間を要した。

3 岩手県地域防災計画との関係

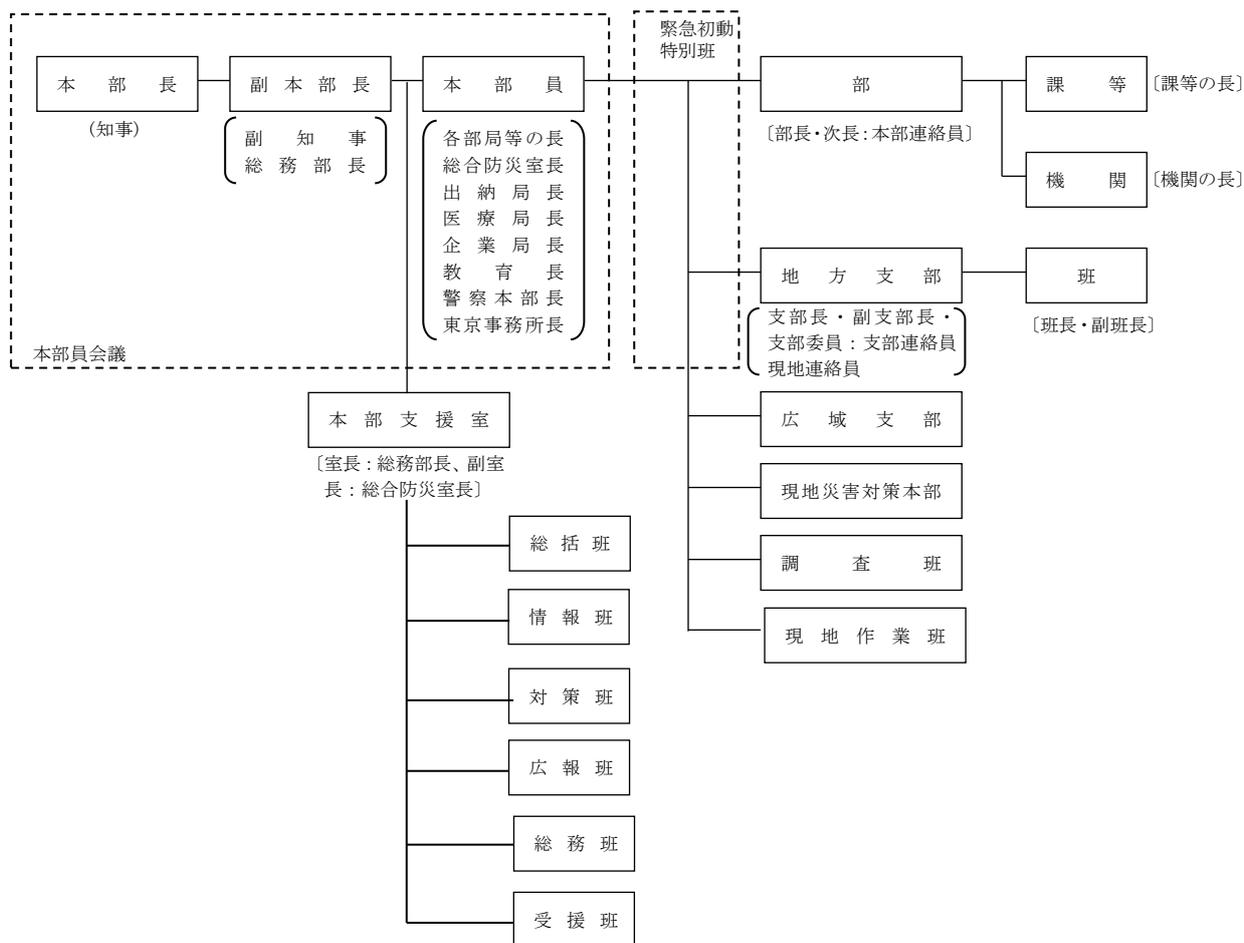
岩手県地域防災計画本編・第3章・第10節・第1により策定するものである。

第2章 組織

1 基本方針

岩手県災害対策本部長（以下「県本部長」という。）は、岩手県災害対策本部規程第27条に規定する全職員配備体制による活動を行う場合において、全国の自治体から応援のために派遣される職員（以下この章において「応援職員」という。）の受入れのため必要と認めるときは、岩手県災害対策本部（以下「県本部」という。）本部支援室（以下「本部支援室」という。）に受援班を設置する。

<災害対策本部組織図>

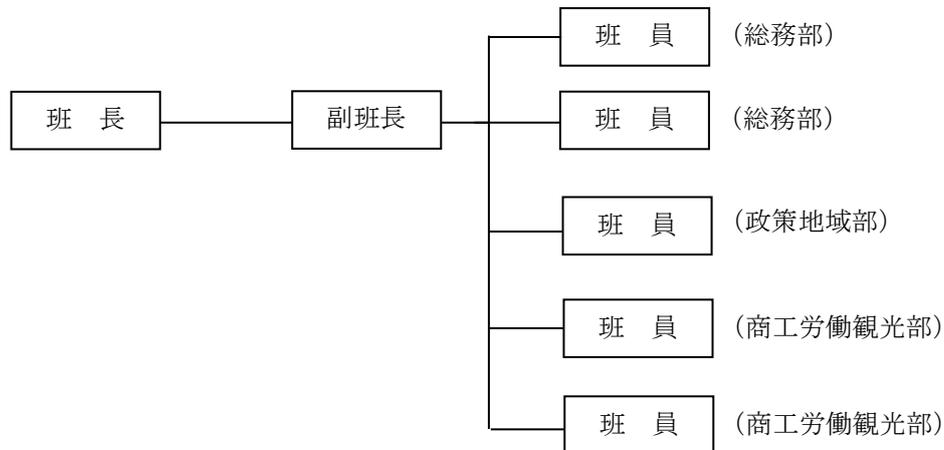


2 受援班の組織

- (1) 受援班に班長、副班長及び班員を置く。
- (2) 班長及び副班長は、総務部の担当課長級以上の職員のうち総務部長があらかじめ指名した者をもって充てる。
- (3) 班員は、4名とする。この場合において、総務部長は、班員のうち2名をあらかじめ総務部の職員のうちから、1名を政策地域部長と協議して同部の職員から、2名を商工労働観光部長と協議して同部の職員から指名する。

（４） 総務部長は、必要と認めるときは、班員を追加して指名する。

<受援班組織図>



3 受援班の担当業務

受援班の担当業務は、次のとおりとする。

- （１） 応援職員による人的支援の要請
- （２） 全国の自治体等に対する物的支援の要請
- （３） 応援職員による人的支援の申し出の受付
- （４） 申し出のあった人的支援に係る担当部との調整
- （５） 被災地における支援のニーズの把握
- （６） 応援職員の宿泊場所等のあっせん

4 受援班の廃止

県本部長は、県本部の設置から概ね1ヵ月が経過した時点で受援班を廃止する。ただし、受援班の設置を継続する必要があると認められる事情がある場合は、この限りでない。

5 受援訓練の実施

県は、応援職員による活動が円滑に行われるよう、必要な訓練を実施するよう努める。

第3章 都道府県による応援

1 基本方針

- (1) 他の都道府県への人的支援及び物的支援の要請は、受援班が担当する。
- (2) 他の都道府県から応援のため派遣される職員（以下「都道府県応援職員」という。）による人的支援の申し出の受付は、受援班が担当する。
- (3) 都道府県応援職員は自己完結型で活動するよう努める。

2 北海道・東北8道県への応援の要請

- (1) 受援班は、県本部長が必要と認めるときは、大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定に基づき、次の応援調整道県を通じて人的支援及び物的支援の要請を行う。

応援調整道県	部局名	課名	消防防災無線	N T T 電話（夜間）	F A X	
1	秋田県	総務部	総合防災課	05-11	018-860-4580	018-824-1190
2	北海道	総務部	危機対策課	8-81-619-22742	011-204-5007	011-231-4314
3	青森県	総務部	防災消防課	02-221	017-734-9088	017-722-4867

- (2) (1)の要請は、次に掲げる事項を明らかにして、電話、ファクシミリ等により又は応援調整道県から派遣された連絡調整員を通じて行う。この場合において、受援班は、後日、当該事項を記載した文書を応援道県に提出する。

ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品及びその供給に必要な資機材の品名、数量等

イ 被災者等の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材及び物資の品名、数量等

ウ 避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の種類、台数等

エ 職員の派遣を必要とする業務及び人員

オ 職員の活動場所及び活動場所への経路

カ 派遣を希望する期間

キ 県内の被害状況

ク その他必要と認められる事項

3 広域応援の要請

- (1) 受援班は、県本部長が必要と認めるときは、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定に基づき、次の機関を通じて広域応援の要請を行う。

機 関	消防防災無線	N T T 電話（夜間）	F A X	
1	全国知事会	—	03-5212-9131	03-5210-2020
2	北海道総務部危機対策課	8-81-619-22742	011-204-5007	011-231-4314

- (2) (1)の要請は、次に掲げる事項を明らかにして、電話、ファクシミリ等により行う。この場合において、受援班は、後日、当該事項を記載した文書を当該要請を行った機関に提出する。

ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品及びその供給に必要な資機材の品名、数量等

イ 被災者等の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材及び物資の品名、数

量等

- ウ 避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の種類、台数等
- エ 職員の派遣を必要とする業務及び人員
- オ 職員の活動場所及び活動場所への経路
- カ 派遣を希望する期間
- キ 県内の被害状況
- ク その他必要と認められる事項

4 ブロック間応援の要請

- (1) 受援班は、県本部長が必要と認めるときは、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定に基づき、次の機関を通じてブロック間応援の要請を行う。

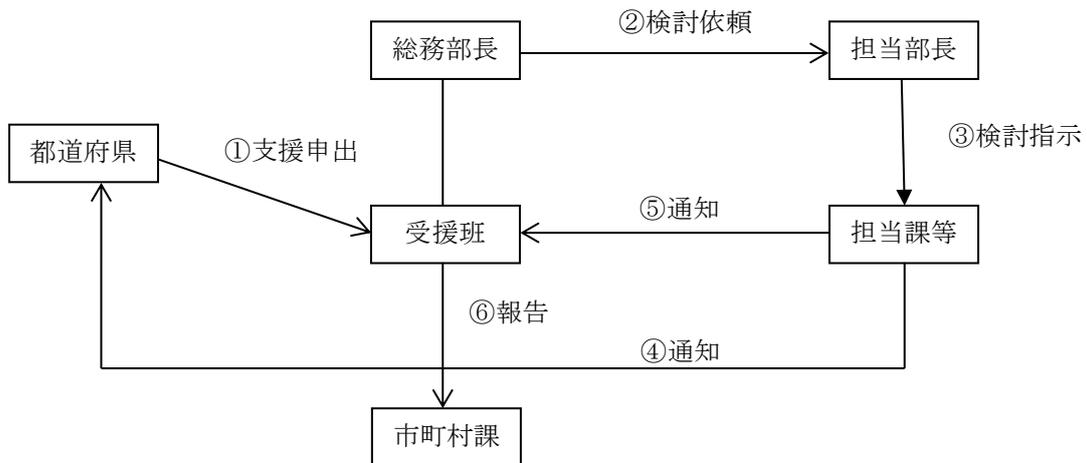
機 関		消防防災無線	N T T 電話（夜間）	F A X
1	北海道総務部危機対策課	8-81-619-22742	011-204-5007	011-231-4314
2	長野県危機管理部危機管理防災課	20-213	020-231-5225	020-231-8739

- (2) 受援班は、(1)の要請をしたときは、速やかにその旨を全国知事会に連絡する。

5 都道府県職員の受入れ

- (1) 都道府県応援職員による人的支援の申し出は、受援班に対し行う。
- (2) 受援班は、都道府県応援職員による人的支援の申し出にあたっては、概ね1週間以上の長期間の支援の申し出を優先して受け付ける。ただし、本部支援室長が必要と認めるときは、この限りでない。
- (3) 受援班は、人的支援の必要性及び都道府県応援職員の活動拠点の把握のため、本部支援室情報班及び政策地域部市町村課と緊密に連携する。
- (4) 受援班は、把握した人的支援の必要性に係る情報について、必要に応じて対策班に情報提供する。
- (5) 総務部長は、通信の途絶等により人的支援の必要性を把握できないときは、被災地における支援のニーズの把握のため、速やかに、職員の派遣の措置を講じる。
- (6) 受援班が(1)の申し出を受け付けたときは、総務部長は、当該申し出に係る業務を所管する担当部の長に対し受入れの検討を行うよう依頼する。
- (7) 担当部は、(6)の依頼をうけたときは、直ちに検討を行い、担当課等は受入れの可否、日時、場所等について、人的支援の申し出を行った都道府県に文書で通知する。ただし、通信の途絶等やむを得ない事情がある場合は、他の手段により通知することができる。
- (8) 担当課等は、受入れの可否等の検討結果について、受援班に通知する。
- (9) 受援班は、都道府県応援職員の受入れの状況について、必要に応じて、政策地域部市町村課に報告する。

〈フロー図〉



6 受入れが想定される業務

大災害発生直後に都道府県応援職員による人的支援の受入れが想定される業務並びに担当部及び担当課等は、概ね次のとおりである。

業 務	担当部	担当課等
市町村の行政機能回復のための支援	政策地域部	市町村課
空間線量率及び降下物の放射性物質濃度の測定等に関すること。	環境生活部	環境保全課
避難所及び避難者（在宅の避難者を含む。）の把握及び応急対策に関すること。	保健福祉部	長寿社会課、障がい保健福祉課、子ども子育て支援課
避難所の運営等の応援に関すること。		保健福祉企画室
被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導等に関すること。		健康国保課
在宅の要援護高齢者の把握及び応急対策に関すること。		長寿社会課
在宅の障がい者の把握及び応急対策に関すること。		障がい保健福祉課
在宅の妊産婦及び乳幼児の把握及び応急対策に関すること。		子ども子育て支援課
災害遺児対策に関すること。		医療政策室
身体のスクリーニング等に関すること。		
物資の供給	商工労働観光部	商工企画室
災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設及び修理に関すること。	県土整備部	建築住宅課
建築物の応急危険度判定活動に関すること。		

7 都道府県への要請

県本部長は、職員を派遣する都道府県に対し、次に掲げる事項に配慮するよう要請する。

- (1) 都道府県応援職員は、被災地の負担とならないよう、自己完結型で活動するよう努めること。
- (2) 都道府県応援職員は、応援都道府県名を表示する腕章を着用する等、その身分を明らかにすること。
- (3) 都道府県応援職員は、災害の状況、活動期間等に応じ、当座の食料、被服、事務用品等を携行するよう努めること。この場合において、想定される携行品は、概ね次のとおりである。

車両等の移動手段、寝袋等、毛布、防寒着、ヘルメット、食料、飲料水、デジタルカメラ、ラジオ、衛星携帯電話、パソコン、用紙、筆記用具、マスク、救急セット、懐中電灯、被災地の地図、放射性物質災害用資機材
--

- (4) 都道府県応援職員は、あらかじめ活動に必要な宿泊場所（避難所等を含む。以下この章において同じ。）を確保するよう努めること。この場合において、受援班は、必要に応じ、政策地域部市町村課及び商工労働観光部観光課並びに地方支部と連携して、都道府県応援職員の宿泊場所及び駐車場をあっせんするとともに、県内の被害状況その他の活動に必要な情報を提供する。

8 応援職員への配慮

担当部及び担当課等は、必要に応じ都道府県応援職員の活動に必要な物品等を供与するよう努める。

9 費用負担

応援に要した費用の負担については、当該応援を行った都道府県との間の協議により決定する。

第4章 市町村応援職員の受入れ

1 趣旨

県内の市町村は、「大災害発生時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、大災害発生時においても相互に協力し合っている。また、県内の市町村の多くは、県外の市町村と個別に災害時の協定を締結しており、県外の市町村とも大災害発生時における相互協力体制を構築している。しかしながら、大災害発生時には被災市町村において全国の市町村から応援のために派遣される職員（以下この章において「市町村応援職員」という。）の活動拠点を確保することができず、市町村応援職員が直接被災市町村の支援を行わずに、県本部の活動の支援を行うことで間接的に被災市町村の支援を行わなければならないような状況も十分に想定される。

このことから、本編では市町村応援職員の受入れ体制について整理することとする。

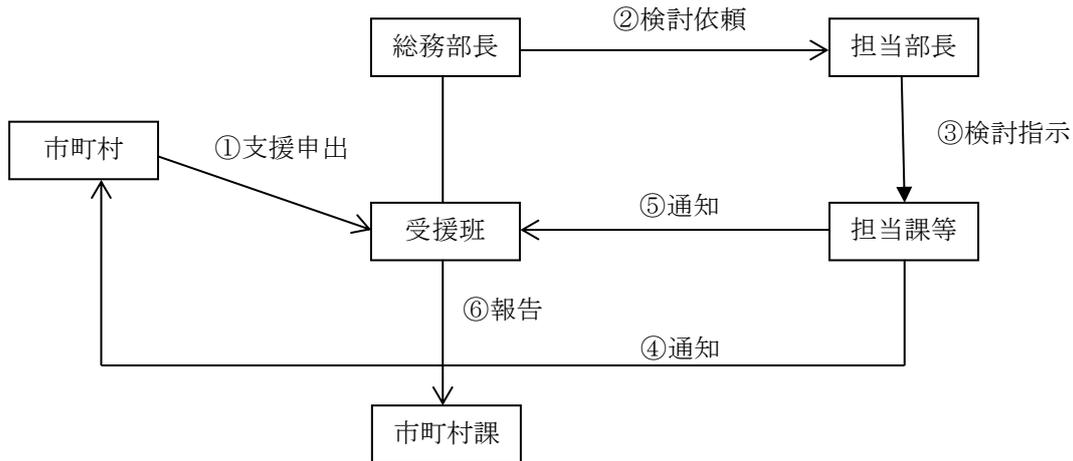
2 基本方針

- (1) 市町村応援職員による人的支援の申し出の受付は、受援班が担当する。
- (2) 市町村応援職員は、自己完結型で活動するよう努める。

3 市町村職員の受入れ

- (1) 市町村応援職員による人的支援の申し出は、受援班に対し行う。
- (2) 受援班は、市町村応援職員による人的支援の申し出にあたっては、概ね1週間以上の長期間の支援の申し出を優先して受け付ける。ただし、本部支援室長が必要と認めるときは、この限りでない。
- (3) 受援班は、人的支援の必要性及び市町村応援職員の活動拠点の把握のため、本部支援室情報班及び政策地域部市町村課と緊密に連携する。
- (4) 受援班は、把握した人的支援の必要性に係る情報について、必要に応じて対策班に情報提供する。
- (5) 総務部長は、通信の途絶等により人的支援の必要性を把握できないときは、被災地における支援のニーズの把握のため、速やかに、職員の派遣の措置を講じる。
- (6) 受援班が(1)の申し出を受け付けたときは、総務部長は、当該申し出に係る業務を所管する担当部の長に対し受入れの検討を行うよう依頼する。
- (7) 担当部は、(6)の依頼をうけたときは、直ちに検討を行い、担当課等は受入れの可否、日時、場所等について、人的支援の申し出を行った市町村に文書で通知する。ただし、通信の途絶等やむを得ない事情がある場合は、他の手段により通知することができる。
- (8) 担当課等は、受入れの可否等の検討結果について、受援班に通知する。
- (9) 受援班は、市町村応援職員の受入れの状況について、必要に応じて、政策地域部市町村課に報告する。

〈フロー図〉



4 受入れが想定される業務

【第3章・6参照】

5 市町村への要請

県本部長は、職員を派遣する市町村に対し、次に掲げる事項に配慮するよう要請する。

- (1) 市町村応援職員は、被災地の負担とならないよう、自己完結型で活動するよう努めること。
- (2) 市町村応援職員は、応援市町村名を表示する腕章を着用する等、その身分を明らかにすること。
- (3) 市町村応援職員は、災害の状況、活動期間等に応じ、当座の食料、被服、事務用品等を携行するよう努めること。この場合において、想定される携行品は、概ね次のとおりである。

車両等の移動手段、寝袋等、毛布、防寒着、ヘルメット、食料、飲料水、デジタルカメラ、ラジオ、衛星携帯電話、パソコン、用紙、筆記用具、マスク、救急セット、懐中電灯、被災地の地図

- (4) 市町村応援職員は、あらかじめ活動に必要な宿泊場所（避難所等を含む。以下この章において同じ。）を確保するよう努めること。この場合において、受援班は、必要に応じ、政策地域部市町村課及び商工労働観光部観光課並びに地方支部と連携して、都道府県応援職員の宿泊場所及び駐車場をあっせんするとともに、県内の被害状況その他の活動に必要な情報を提供する。

6 応援職員への配慮

担当部及び担当課等は、必要に応じ市町村応援職員の活動に必要な物品等を供与するよう努める。

7 費用負担

応援に要した費用の負担については、当該応援を行った市町村及び被災市町村並びに県との間の協議により決定する。

8 市町村応援職員の派遣のあっせん

市町村応援職員の被災市町村への派遣にあたっては、必要に応じて、政策地域部市町村課が当該派遣のあっせんを行う。

第5章 義援物資の受入れ

1 基本方針

- (1) 義援物資の受入れは、商工観光労働部企業立地推進課が担当する。
- (2) 義援物資の受入れにあたっては、要配慮者を始めとして被災者が抱えていると想定される特性に十分に配慮する。
- (3) 義援物資を送付する者は、留意事項に十分に配慮する。
- (4) 義援物資の受入れにあたっては、企業その他の団体からの大口の義援物資の受入れを優先する。
- (5) 県は、必要とする義援物資について、報道機関等を通じて情報発信を行う。

2 義援物資の受付

【岩手県地域防災計画本編・第3章第13節第3・1参照】

3 物資集積拠点等

- (1) 物資集積拠点
岩手産業文化センター（アピオ）（岩手県滝沢市砂込389-20）
- (2) 企業立地推進課は、物資集積拠点における物資の仕分け等のため都道府県応援職員の協力を得るとともに、防災ボランティアの協力が得られるよう保健福祉部地域福祉課と連携する。

4 必要な義援物資

(1) 食料

ア 大災害発生時に必要となることが想定される義援物資（食料）は、概ね次のとおりである。

区 分	義援物資
主食用	米、おにぎり、パン、うどん、そば、乳児用ミルク、離乳食、インスタント食品、乾パン等
副食用	缶詰、レトルト食品、漬物、ちくわ、野菜等
調味料	味噌、醤油、塩、砂糖等
その他	ミネラルウォーター等

イ 発災直後は、おにぎり、パン等すぐに食べられる食料を必要とする。

ウ 避難が長期化する場合にあっては、避難所で自炊するための食材及び調味料を必要とする。

エ 副食物は、変質、腐敗等のしにくいものを必要とする。

オ 賞味期限又は消費期限がある食料については、当該期限が概ね1ヵ月程度残っているものとする。

カ 乳幼児、高齢者、難病患者及び透析患者その他の慢性疾患患者並びに食物アレルギーを有する者等に配慮した食料を必要とする。

(2) 食料以外

ア 大規模災害時に必要となることが想定される義援物資（食料以外）は、概ね次のとおりである。

区 分	義援物資
外衣	洋服、作業衣、子供服等
肌着	シャツ、パンツ等の下着類（特に女性用）
寝具	タオルケット、毛布、布団等
身回品	タオル、手ぬぐい、靴下、運動靴、サンダル、傘等
炊事用具	なべ、炊飯器、こんろ、ガス器具等
食器	はし、茶わん、皿等
日用品	紙おむつ、石鹸、ティッシュ、トイレトペーパー、歯ブラシ等
光熱材料	マッチ、ローソク、木炭、灯油、プロパンガス等
その他	医薬品、カイロ

イ 外衣、肌着、身回品等については、新品とする。この場合において、肌着等を必要とする期間は、発災から概ね1ヵ月とする。

ウ 日用品については、未使用、未開封のものとする。

エ 使用期限等のある日用品等については、当該期限が概ね1ヵ月程度残っているものとする。

オ 高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮した義援物資を必要とする。

カ 女性用品等性別の違いに配慮した義援物資を必要とする。

5 留意事項

(1) 梱包した義援物資を送付する者は、開封しなくとも内容が判別できるようにするため、次に掲げる事項を1箱ごとに明示する。

ア 品目

イ 賞味期限若しくは消費期限又は使用期限

ウ 数量

エ 提供元機関名

オ 担当者名及び連絡先

(2) 梱包した義援物資を送付する者は、小口及び混載の物資について送付を控えるよう努める。

6 義援物資に係る情報発信

県は、必要とする義援物資について、報道機関等を通じて情報発信を行う。

第6章 防災ボランティアの受入れ

1 基本方針

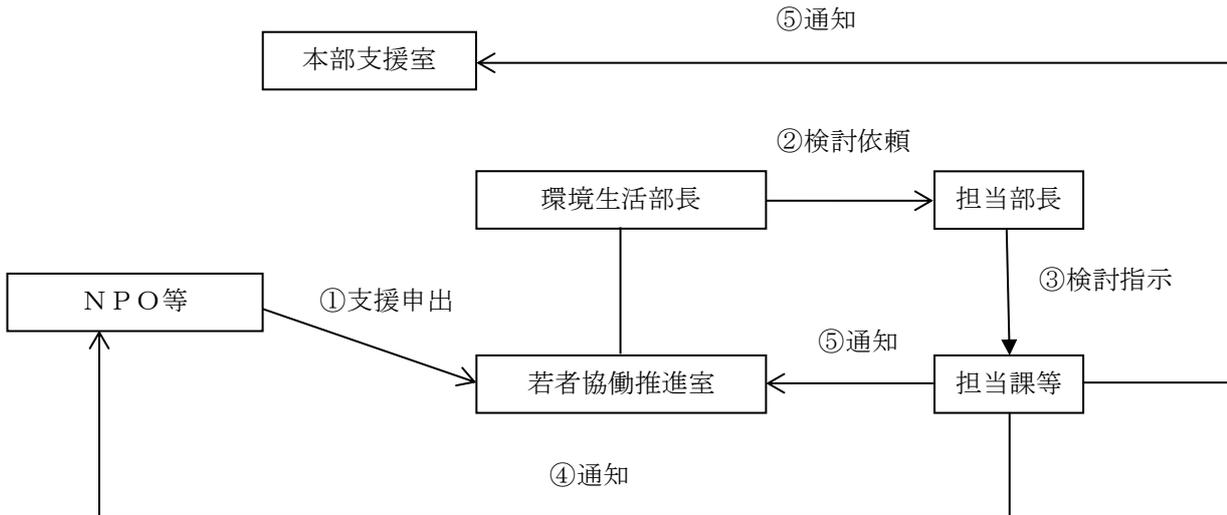
- (1) 防災ボランティア活動を行う者の受入れは、日本赤十字社岩手県支部地区及び分区並びに市町村社会福祉協議会が担当し、保健福祉部地域福祉課は岩手県社会福祉協議会と連携し、受入れの窓口について情報提供を行う。
- (2) 防災ボランティア活動を行う者のうち、NPO等自己完結型で防災ボランティアを行う団体（以下「NPO等」という。）の受入れは、環境生活部若者女性協働推進室が担当する。
- (3) NPO等は、自己完結型で活動する。
- (4) 地域福祉課は、防災ボランティア活動のニーズについて、報道機関等を通じて情報発信を行う。

2 防災ボランティアの受入れ

防災ボランティアの受入れは、岩手県地域防災計画本編・第3章第12節第3・2によるが、NPO等の受入れについて、日本赤十字社岩手県支部地区及び分区並びに市町村社会福祉協議会での調整が困難である場合には、次のとおり受入れを行う。

- (1) NPO等による人的支援の申し出は、若者女性協働推進室に対し行う。
- (2) 若者女性協働推進室は、NPO等による人的支援の申し出にあたっては、概ね1週間以上の長期間の支援の申し出を優先して受け付ける。ただし、若者女性協働推進室長が必要と認めるときは、この限りでない。
- (3) 若者女性協働推進室は、人的支援の必要性及びNPO等の活動拠点の把握のため、本部支援室及び地域福祉課及び市町村課と緊密に連携する。
- (4) 若者女性協働推進室が(1)の申し出を受け付けたときは、環境生活部長は、当該業務を所管する担当部の長に対し受入れの検討を行うよう依頼する。
- (5) 担当部は(4)の依頼をうけたときは、直ちに検討を行い、担当課等は受入れの可否、日時、場所等について人的支援の申し出を行ったものに文書で通知する。ただし、通信の途絶等やむを得ない事情がある場合は、他の手段により通知することができる。
- (6) 担当課等は、受入れの可否等の検討結果について、本部支援室及び若者女性協働推進室に通知する。

〈フロー図〉



3 防災ボランティアの活動内容

防災ボランティアに期待される活動内容は、次のとおりである。

・炊き出し	・引っ越し	・安否確認、調査活動
・募金活動	・負傷者の移送	・給食サービス
・話し相手	・後片付け	・洗濯サービス
・シート張り	・避難所の運営	・移送サービス
・清掃	・物資仕分け	・入浴サービス
・介助	・物資搬送	・理容サービス
・その他、応急危険度判定、医療等の専門的知識、技術を活かした活動		

4 NPO等への要請

県本部長は、NPO等に対し、次に掲げる事項に配慮するよう要請する。

- (1) NPO等は、被災地の負担とならないよう、自己完結型で活動すること。
- (2) NPO等は、団体名を表示する腕章を着用する等、その身分を明らかにすること。
- (3) NPO等は、災害の状況、活動期間等に応じ必要とされる食料、被服、事務用品等を携行すること。
- (4) NPO等は、あらかじめ活動に必要な宿泊場所（避難所等を含む。）を確保すること。

5 防災ボランティア活動に係る情報発信

地域福祉課は、本部支援室、岩手県社会福祉協議会等と連携しながら、防災ボランティア活動のニーズや被災地の状況、交通機関の運行状況等について、報道機関等を通じて情報発信を行う。

第7章 海外からの支援の受入れ

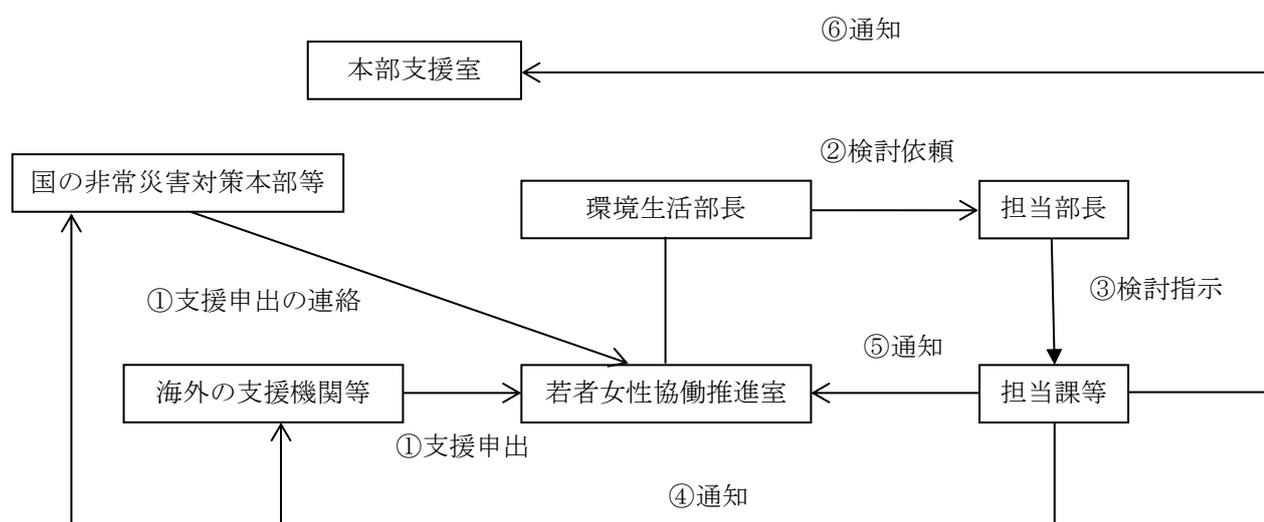
1 基本方針

- (1) 国際機関や政府系団体等海外からの支援の受入れは、環境生活部若者女性協働推進室が担当する。
- (2) 海外からの防災ボランティアの受入れは、第6章の規定による。

2 海外からの支援の受入れ

- (1) 海外からの支援の申し出等は、若者女性協働推進室に対し行う。
- (2) 若者女性協働推進室は、海外からの人的支援の申し出等にあたっては、概ね1週間以上の長期間の支援の申し出を優先して受け付ける。ただし、若者女性協働推進室長が必要と認めるときは、この限りでない。
- (3) 若者女性協働推進室は、支援の必要性及び活動拠点の把握のため、本部支援室及び関係室課と緊密に連携する。
- (4) 若者女性協働推進室が(1)の申し出等を受け付けたときは、環境生活部長は、当該業務を所管する担当部の長に対し受入れの検討を行うよう依頼する。
- (5) 担当部は(4)の依頼をうけたときは、直ちに検討を行い、担当課等は受入れの可否、日時、場所等について支援の申し出等を行ったものに文書で通知する。ただし、通信の途絶等やむを得ない事情がある場合は、他の手段により通知することができる。
- (6) 担当課等は、受入れの可否等の検討結果について、本部支援室及び若者女性協働推進室に通知する。

〈フロー図〉



3 通訳等の支援

若者女性協働推進室は、海外からの支援の受入れにあたり、国際関係団体等と連携しながら、必要に応じて、通訳・翻訳、支援者が活動を行うための通訳等のあっせんその他担当課等が必要とする支援を行う。

第2編 応援計画編

第1章 総 則

1 策定の目的

東日本大震災津波において、県内の被災市町村においては、庁舎の損壊や職員の被災、行政データの流失等により行政機能が著しく低下し、現地における従業務等について県が職員を派遣して被災市町村を支援しなければならない場面が数多く生じた。

また、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震や首都直下型地震を始めとする大災害の際には、まさに東日本大震災津波の被災県として、その経験を生かした人的・物的支援を行うことが県に期待されている。

県においては、このことから、今般、大災害発生時に職員を派遣し、義援物資を送付するスキームとして応援計画を策定することとした。この計画の策定により、本県が大災害発生時に最大限かつ効率的な支援を行うことが期待される。

2 岩手県地域防災計画との関係

岩手県地域防災計画本編・第3章・第10節・第1により策定するものである。

第2章 組織

1 基本方針

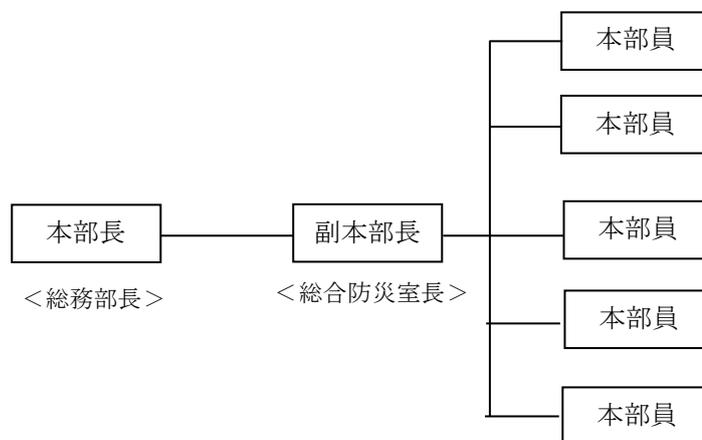
総務部長は、次のいずれかに該当するときは、被災した他の都道府県（以下「被災都道府県」という。）に対する人的支援及び物的支援を行うため、総務部内に岩手県応援本部（以下「応援本部」という。）を設置することができる。

- (1) 大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定に基づく応援の要請があったとき。
- (2) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定に基づく広域応援の要請があったとき。
- (3) 他の都道府県において震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生した場合において、総務部長が必要と認めるとき。

2 応援本部の組織

- (1) 応援本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。
- (2) 本部長は総務部長、副本部長は総合防災室長をもって充てる。
- (3) 総務部長は、本部員5名をあらかじめ総務部の職員のうちから指名する。
- (4) 総務部長は、必要と認めるときは、本部員を追加して指名する。

<応援本部組織図>



3 応援本部の担当業務

応援本部の主な担当業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災都道府県等からの人的支援及び物的支援の要請の受付
- (2) 人的支援の要請のあった業務に係る担当部との調整
- (3) 被災地における支援のニーズの把握
- (4) 被災都道府県等に対する人的支援の決定
- (5) 応援職員の宿泊場所等の把握
- (6) 支援に係る市町村等との調整

4 応援本部の廃止

本部長は、設置から概ね1ヵ月が経過した時点で応援本部を廃止する。ただし、応援本部の設置を継続する必要があると認められる事情がある場合は、この限りでない。

5 応援訓練の実施

県は、職員の派遣が円滑に行われるよう、必要な訓練を実施するよう努める。

第3章 職員の県外派遣

1 基本方針

- (1) 被災都道府県に対する人的支援の要請の受付は、応援本部が担当する。
- (2) 被災都道府県に対する職員の派遣は、本部長が決定する。
- (3) 県が応援のため派遣する職員（以下「県応援職員」という。）は、自己完結型で活動する。

2 北海道・東北8道県からの応援の要請

- (1) 大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定に基づく人的支援の要請は、次の連絡先により応援本部が受け付ける。ただし、応援本部が設置されていない場合にあつては、総務部が受け付ける。

組 織	消防防災無線	N T T 電話（夜間）	F A X
応援本部 （岩手県総務部総合防災室）	03-38	019-629-5155	019-629-5174

- (2) 本部長は、県が応援調整道県を担当する被災道県に連絡調整員として本部員を派遣することができる。
- (3) 応援本部は、県が応援調整道県を担当する被災道県との連絡が取れない場合又は応援の要請を待ついとまがないと認められる場合は、他の道県と協力して被災道県の情報収集を行い、その結果を道県に通知する。
- (4) 応援本部は、(3)の情報収集の結果を踏まえ、被災道県に代わり、必要な応援の要請をすることができる。

3 広域応援及びブロック間応援の要請

- (1) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定に基づく人的支援の要請は、次の連絡先により応援本部が受け付ける。ただし、応援本部が設置されていない場合にあつては、総務部が受け付ける。

組 織	消防防災無線	N T T 電話（夜間）	F A X
応援本部 （岩手県総務部総合防災室）	03-38	019-629-5155	019-629-5174

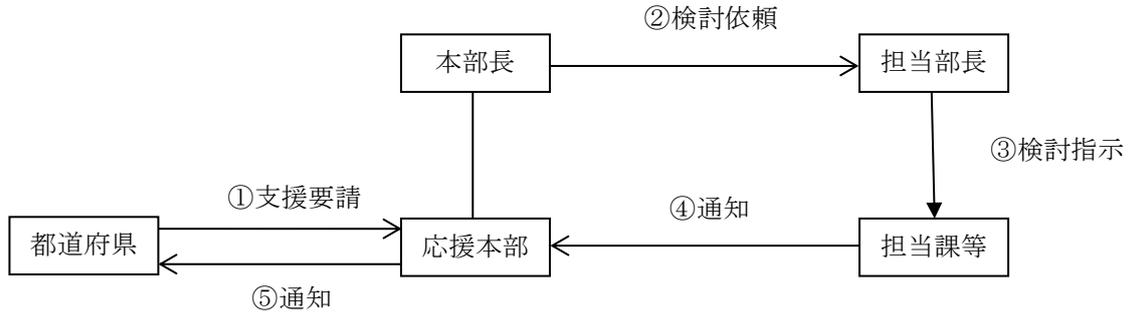
- (2) 本部長は、必要と認めるときは、広域応援実施要領により県が応援することとされた被災都道府県に連絡調整員として本部員を派遣する。

4 要請に基づく派遣の決定

- (1) 応援本部が協定等に基づく人的支援の要請を受け付けたときは、本部長は、当該要請に係る業務を所管する担当部の長に対し職員の派遣を検討するよう依頼する。
- (2) 担当部は、(1)の依頼を受けたときは、直ちに検討を行い、担当課等は派遣の可否、期間等について応援本部に通知する。
- (3) 応援本部は、(2)の通知を受けたときは、職員の派遣の可否、期間等について被災都道府県等に文書で通知する。ただし、通信の途絶等やむを得ない事情がある場合は、他の

手段により通知することができる。

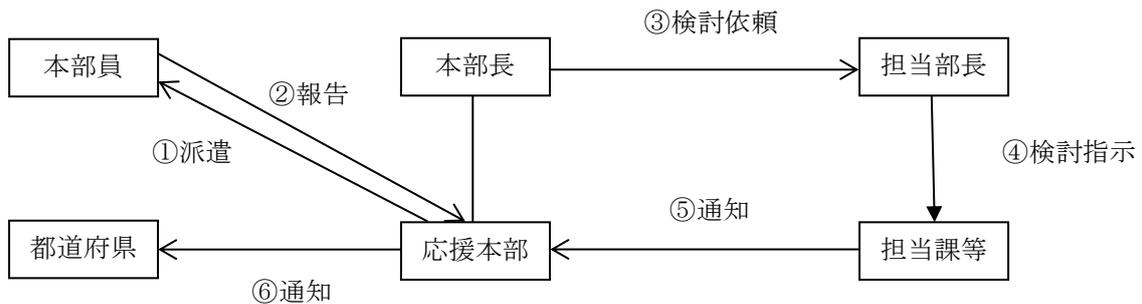
〈フロー図〉



5 要請に基づかない派遣の決定

- (1) 本部長は、被災都道府県等から応援の要請がない場合であっても、支援の必要性を把握するため必要と認めるときは、被災都道府県に本部員を派遣する。
- (2) 本部長は、被災都道府県に派遣した本部員からの報告等から、人的支援を行う必要があると認めるときは、当該支援を行う必要がある業務を所管する担当部の長に対し職員の派遣を検討するよう依頼する。
- (3) 担当部は、(2)の依頼をうけたときは、直ちに検討を行い、担当課等は派遣の可否、期間等について応援本部に通知する。
- (4) 応援本部は、(3)の通知を受けたときは、職員の派遣の可否、期間等について被災都道府県等に文書で通知する。ただし、通信の途絶等やむを得ない事情がある場合は、他の手段により通知することができる。

〈フロー図〉



6 職員の派遣が想定される業務

大災害発生直後に県応援職員が支援を行うことが想定される業務並びに担当部及び担当課等は、概ね次のとおりである。

業務	担当部	担当課等
市町村の行政機能回復のための支援	政策地域部	市町村課
空間線量率及び降下物の放射性物質濃度の測定等に関すること。	環境生活部	環境保全課

避難所及び避難者（在宅の避難者を含む。）の把握及び応急対策に関すること。	保健福祉部	長寿社会課、障がい保健福祉課、
避難所の運営等の応援に関すること。		保健福祉企画室
被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導等に関すること。		健康国保課
在宅の要援護高齢者の把握及び応急対策に関すること。		長寿社会課
在宅の障がい者の把握及び応急対策に関すること。		障がい保健福祉課
在宅の妊産婦及び乳幼児の把握及び応急対策に関すること。		子ども子育て支援課
災害遺児対策に関すること。		医療政策室
身体のスクリーニング等に関すること。		
物資の供給	商工労働観光部	商工企画室
災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設及び修理に関すること。	県土整備部	建築住宅課
建築物の応急危険度判定活動に関すること。		

7 県応援職員の心得

県応援職員は、被災地で活動するに当たり、以下のことに留意する。

- (1) 県応援職員は、被災地の負担とならないよう、自己完結型で活動すること。
- (2) 県応援職員は、岩手県を表示する腕章を着用する等、その身分を明らかにすること。
- (3) 担当課等は、災害の状況、活動期間等に応じ、県応援職員が携行する当座の食料、被服、事務用品等を確保すること。この場合において、なお、想定される携行品は、概ね次のとおりである。

車両等の移動手手段、寝袋等、毛布、防寒着、ヘルメット、食料、飲料水、デジタルカメラ、ラジオ、衛星携帯電話、パソコン、用紙、筆記用具、マスク、救急セット、懐中電灯、被災地の地図

- (4) 担当部及び担当課等は、あらかじめ県応援職員の活動に必要な宿泊場所（避難所等を含む。以下この章において同じ。）を確保すること。

8 応援体制の整備

- (1) 応援本部は、必要に応じ県応援職員の宿泊場所及び駐車場をあっせんし、並びに可能な限り活動に必要な物品等を供与するよう、被災都道府県に依頼する。
- (2) 応援本部は、県応援職員の宿泊場所等について、必要に応じて、担当課等に情報提供する。

9 費用負担

応援に要した費用の負担については、被災都道府県との間の協議により決定する。

第4章 市町村等との連携

1 基本方針

- (1) 応援本部は、被災都道府県の応援に当たっては、必要に応じて、市町村及び災害時における応援協定を締結する関係団体（以下「関係団体」という。）と連携する。
- (2) 応援本部は、連携に当たり、市町村及び関係団体に対して、自己完結型で活動するよう要請する。

2 市町村等との調整等

- (1) 応援本部は、市町村又は関係団体から被災都道府県又は被災市町村の応援の申出があった場合には、その把握するニーズについて、当該市町村又は関係団体に情報提供するとともに、被災都道府県に対して当該申出について伝達し、必要な調整を行う。
- (2) 応援本部は、被災都道府県又は被災市町村から市町村、関係団体又は関係団体以外の専門性を有する団体による応援のあっせんの要請があった場合には、当該要請及びその把握するニーズについて当該市町村又は関係団体に情報提供するとともに、必要な調整を行う。
- (3) (1)及び(2)の情報提供及び必要な調整に関し、当該要請に係る業務又は関係団体を所管する担当部等は応援本部に協力する。

3 市町村等への要請

応援本部は、市町村又は関係団体等との調整に当たり、以下のことに留意するよう要請する。

- (1) 市町村及び関係団体等は、被災地の負担とならないよう、自己完結型で活動すること。
- (2) 市町村及び関係団体等は、団体名を表示する腕章を着用する等、その身分を明らかにすること。
- (3) 市町村及び関係団体等は、災害の状況、活動期間等に応じ、県応援職員が携行する当座の食料、被服、事務用品等を携行すること。
- (4) 市町村及び関係団体等は、あらかじめ活動に必要な宿泊場所（避難所等を含む。）を確保すること。

4 防災ボランティアへの情報提供

応援本部は、岩手県社会福祉協議会と連携し、必要に応じて、その把握するニーズについて、個人を中心とする防災ボランティア活動を行う者に情報提供する。

第5章 職員の県内派遣

1 趣旨

県内の市町村は、「大災害発生時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、大災害発生時においても相互に協力し合っているところだが、東日本大震災津波のような大災害発生時には、県が職員を派遣して被災市町村の支援を行わなければならないような状況も十分に想定される。

このことから、本編では県内市町村への人的支援体制について整理することとする。

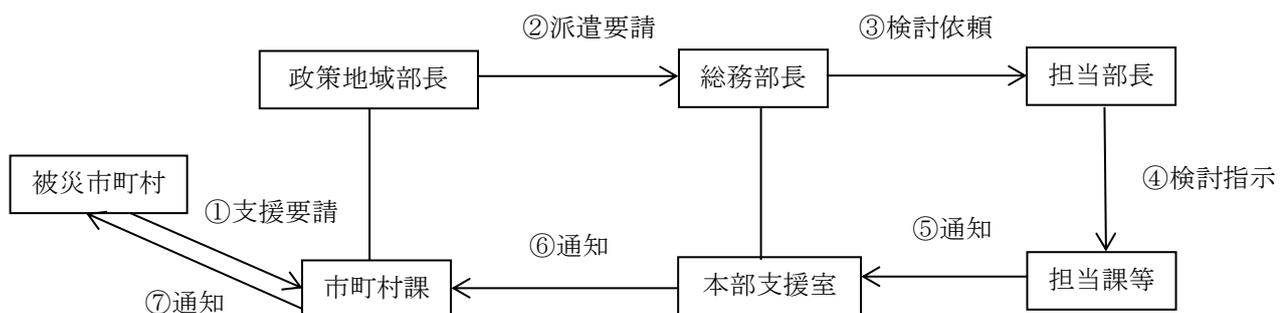
2 基本方針

- (1) 被災した県内の市町村への人的支援の要請の受付は、政策地域部市町村課が担当する。
- (2) 被災した県内の市町村に対する職員の派遣は、総務部長が決定する。
- (3) 応援職員は、自己完結型で活動する。

3 派遣の決定

- (1) 県内の被災市町村に対する人的支援の要請は、政策地域部市町村課が受け付ける。
- (2) (1)の要請を受けたときは、政策地域部長は、総務部長に対し職員の派遣を行うよう要請する。
- (3) 政策地域部長は、派遣の要請がない場合であっても、業務支援を行う必要があると認めるときは、総務部長に対し職員の派遣を行うよう要請する。
- (4) 総務部長は、(3)の要請を受けたときは、当該要請に係る業務を所管する担当部長に対し、派遣の可否等について検討を行うよう依頼する。
- (5) 担当部長は、(4)の依頼を受けたときは、直ちに検討を行い、担当課等は派遣の可否、期間等について本部支援室に通知する。
- (6) (5)の通知を受けたときは、総務部長は速やかに職員の派遣の決定を行い、本部支援室は派遣の期間等とあわせて、その旨を市町村課に通知する。
- (7) 市町村課は、(6)の通知を受けたときは、職員の派遣の可否、期間等について被災市町村に文書で通知する。ただし、通信の途絶等やむを得ない事情がある場合は、他の手段により通知することができる。

〈フロー図〉



4 職員の派遣が想定される業務

【第3章・6参照】

5 県応援職員の心得

【第3章・7参照】

6 応援体制の整備

県本部本部支援室は、必要に応じ県応援職員の宿泊場所及び駐車場をあっせんし、並びに活動に必要な物品等を供与するよう、被災市町村又は当該市町村を所管する地方支部に依頼する。

7 費用負担

応援に要した費用の負担については、被災市町村との間の協議により決定する。

第6章 義援物資の送付

1 基本方針

- (1) 被災した他の都道府県への物的支援の要請の受付は、応援本部が担当する。
- (2) 商工労働観光部長は、被災した他の都道府県から物的支援の要請がある場合において必要があると認めるときは、企業その他の団体（以下「企業等」という。）に対し大口の義援物資の募集を行う。この場合において、県民個人に対する義援物資の募集は行わない。
- (3) 義援物資の募集等に係る担当は、次のとおりとする。

部	課等	担当業務
商工労働観光部	商工企画室	義援物資の配分
	企業立地推進課	義援物資の募集・受付

- (4) 物資の送付に当たっては、留意事項に十分に配慮する。

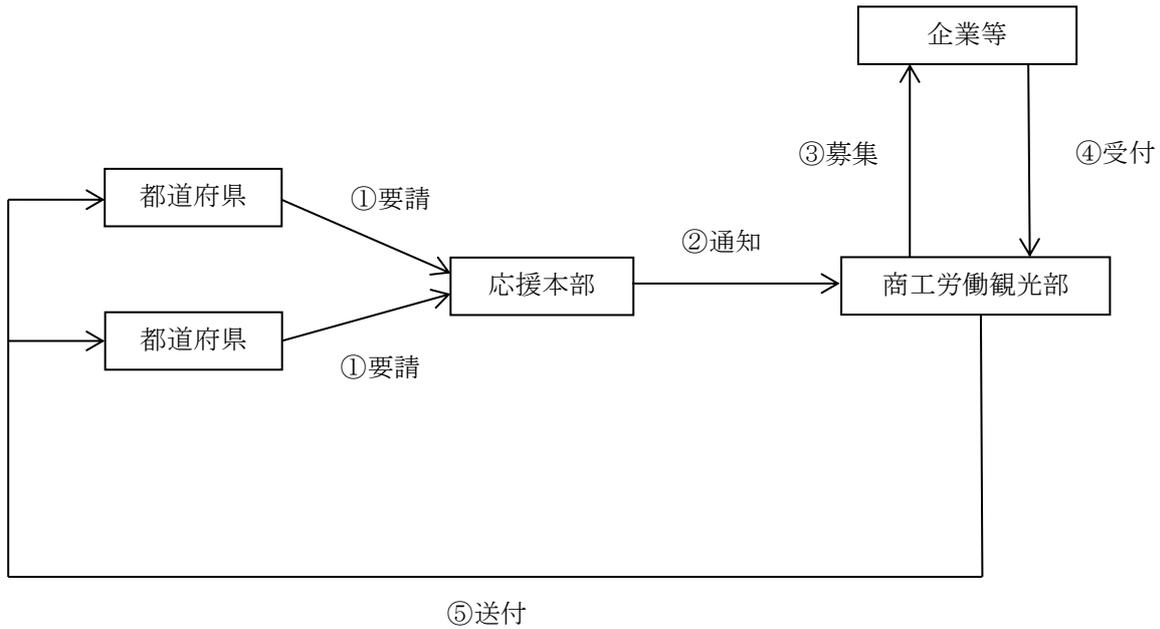
2 義援物資の募集等

- (1) 被災した他の都道府県からの物的支援の要請を受け付けたときは、応援本部はその旨を商工労働観光部に通知する。
- (2) (1)の通知を受けたときは、商工労働観光部は、要請の内容にとどまることなく、被災地のニーズを確認し、送付が必要とされる物資を把握する。この場合において、商工労働観光部は、当該ニーズの確認について、応援本部と連携する。
- (3) 商工労働観光部長は、把握した情報を基に、企業等に対し必要な義援物資を募集する。
- (4) 商工労働観光部は、企業等から送付された義援物資を受け付け、被災地に送付するまでの間、適切に保管する。
- (5) 商工労働観光部長は、必要な物資の調達に見通しが立った場合には、義援物資の募集を停止し、それを周知する。

3 義援物資の配分

- (1) 商工労働観光部は、その受け付けた義援物資について、送付する県の備蓄物資と併せて、被災都道府県に対する配分を決定する。
- (2) 商工労働観光部は、県の備蓄物資の送付について、応援本部と連携する。
- (3) 商工労働観光部は、配分を決定した義援物資等を被災都道府県の指定する場所に輸送し、引き渡す。

〈フロー図〉



4 物資集積拠点

【第1編・第5章・3参照】

5 留意事項

(1) 物資の送付にあたっては、開封しなくとも内容が判別できるようにするため、次に掲げる事項を1箱ごとに明示する。

- ア 品目
- イ 賞味期限若しくは消費期限又は使用期限
- ウ 数量
- エ 提供元機関名
- オ 担当者名及び連絡先

(2) 梱包した義援物資を送付する場合は、小口及び混載の物資について送付を控える。

6 義援物資に係る情報発信

県は、必要とする義援物資について、報道機関等を通じて情報発信を行う。